

「規制緩和要望」の提出について

〔 平成 30 年 2 月 16 日 〕
〔 一般社団法人 第二地方銀行協会 〕

当協会は、地方創生や中心市街地活性化等の観点から、別添のとおり、規制緩和要望を内閣府（規制改革ホットライン）へ提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室：鈴木

TEL:03-3262-2347

銀行の保有不動産に係る賃貸業務の一層の柔軟化

(1) 要望の具体的内容

地方創生や中心市街地活性化等の観点から、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし賃貸業務が行えるよう、要件を一層柔軟化して頂きたい。

(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）

銀行が保有する不動産の賃貸については、その他付随業務として、固有業務の規模に比して過大でないことや、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が要件となっている。また、公共的役割を有している主体からの要請に伴い賃貸を行う場合は、賃貸の規模や期間について柔軟な対応が可能となっている。

銀行の店舗等は比較的好立地にあり、地元の民間事業者等からも賃貸のニーズがあるほか地域に合った有効活用を望む声がある。こうした要望に応え、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし、小売、医療、福祉、教育等の企業に賃貸することができれば、政府が推進する地方創生や中心市街地活性化の促進につながるものと思料する。

これまでも段階的に規制緩和が行われてきたが、銀行の業務の公共性や十分な信用を求められていることなどを鑑み、公共的役割を有している主体からの要請がない場合であっても、賃貸業務が幅広く行えるよう更なる見直しを要望する。

(3) 制度の現状・根拠法令

(制度の現状)

銀行が所有する不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっている。

(該当法令等)

主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ - 3 - 2(4)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ - 4 - 2(4)